

起業家の集まるまちPR業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

起業家の集まるまちPR業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

本市では、民主導でワーキングの整備や横のつながりづくりなど民主導の取組が活発に進む中、地方創生総合戦略に若い世代の雇用創出や地域活性化の観点から「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードに地域や民間の積極的な民間の取組支援や地域内における起業支援機運の醸成に努めているところです。

本業務は、本市を軸に市内外で活躍する起業家らとの交流機会創出を通して、守山市と起業家、起業家と起業家間のネットワーク形成を促進し、市外県外で活動する起業家や起業家を志す者の本市への関係人口の増加と地域を挙げた持続可能な自立したスタートアップエコシステムを作ることを目的に実施するものです。

4 業務内容

別紙「起業家の集まるまちPR業務特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 2,200,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

7 参加資格要件

令和5年度役務委託等業務登録者名簿において、「広報・広告・企画」を第一希望として登録されている者のうち、次の条件を満たす者。

(1) 実績

平成31年4月1日以降、公告日の前日までに完了している国または地方公共団体における同種・類似の業務実績を1件以上有すること。

(2) 企画・調整・運営および情報発信等

ア 本業務趣旨を理解し、業務期間を通じて企画から必要な地域、関係機関、施

設等との交渉や調整等の運営・支援および情報の発信までを一気通貫で受注者により行える者

イ 市内外の起業支援の取組や全国的な起業支援の動向に精通するとともに、本市の状況を踏まえたビジョン形成と共有が行える者

ウ その他各種法令を遵守した事業展開ができるよう、企画・調整をできる者

(3) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 (1) から (3) の参加資格要件をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

本募集要項 10 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。（消印有効ではない）

(2) 受付場所

守山市 都市経済部 商工観光課

(3) 受付期間

令和5年4月27日(木)から令和5年5月22日(月)正午まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

(2) 提案者概要書および実施体制調書（提案様式2、3、4）

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和5年5月22日(月)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

令和5年4月27日(木)、守山市都市経済部商工観光課窓口にて配布するとともに、本市のホームページ（守山市契約検査課令和5年度役務）に掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表	令和5年4月24日(月)
・質問締切	5月8日(月)
・質問回答	5月10日(水)
・提案書提出期限(必着)	令和5年5月22日(月)
・審査(予定)	5月23日(火)
・最終審査結果通知(予定)	5月25日(木)

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和5年5月8日(月)午後5時までに上記9(2)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで5月10日(水)を目途に掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部 商工観光課 担当：土橋・杉本

電話 077-582-1131

FAX 077-582-1116

E-mail shokokanko@city.moriyama.lg.jp